

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和 8 年 8 月 7 日付け第 5 回藤沢市運賃協議会において、下記事項に関し、協議が
調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域、運行系統又は運送の区間

0 1 系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口 (2. 8 k m)

0 2 系統 善行駅東口～立石ハイツ～善行駅東口 (3. 7 k m)

(別紙 1 路線・系統図のとおり)

2. 協議が整っている運賃 (料金) の種類、額及び適用方法

(1) 普通旅客運賃

大人 (中学生以上) : 3 5 0 円

小人 (未就学児除く中学生未満) : 1 0 0 円

幼児 (未就学児) : 大人 1 人につき 2 名まで無料

(2) 旅客運賃の割引・その他営業割引サービス

ア. 0 1 系統及び 0 2 系統の継続乗車にかかる割引

(ア) 0 1 系統から継続で乗車する場合のみ、0 2 系統「②善行市民センター」
までを追加運賃なしで利用できる。また、0 2 系統「⑪善行市民センター」
から継続で乗車する場合のみ、0 1 系統までを追加運賃なしで利用できる。

(イ) (2) ア. にかかる割引施策の変更を「軽微な変更」と位置づけ、藤沢市
運賃協議会での協議が調ったものとして扱う。

イ. 個人サポーター登録制度割引

(ア) 個人サポーター登録制度として、年間 3, 0 0 0 円を支払うと、カードの
提示で大人運賃の割引が可能な利用券を発行。

(イ) 個人サポーター会員は、カードを提示し支払うと 5 0 円の割引。

ウ. 回数券割引

(ア) 10回分の運賃で11回の利用が可能な回数券の発行を終了する。

(イ) 回数券の利用を終了する。

3. 運賃を定める事業者の氏名又は名称

フジ交通株式会社

4. 適用する期間又は区間その他条件を付す場合にはその条件

2. (1) は、令和8年10月1日から適用する。

2. (2) ウ. (ア) は令和9年1月1日から適用する。

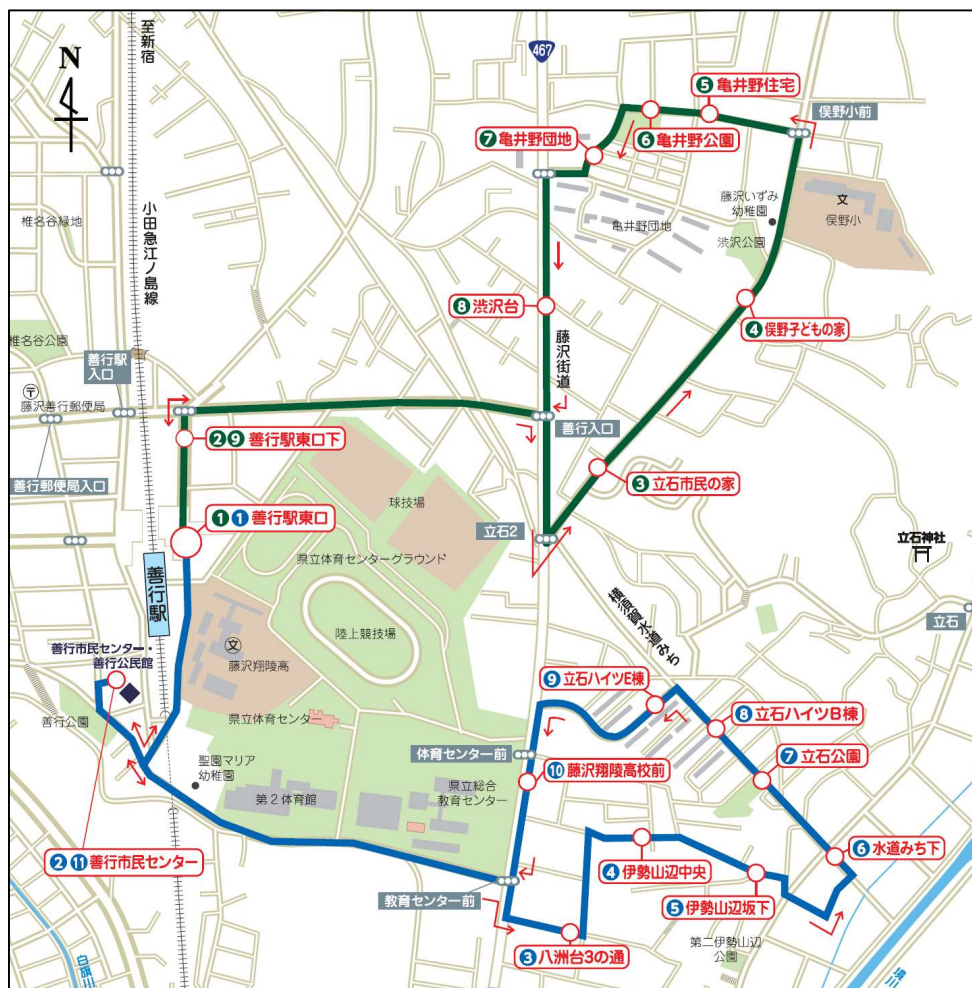
2. (2) ウ. (イ) は令和9年4月1日から適用する。

令和8年8月 日

藤沢市運賃協議会

路線・系統図 (01・02 系統)

運行ルートおよび停留所

■ ルート【01系統】
■ ルート【02系統】
○ 停留所


01 系統

- ① 善行駅東口
- ② 善行駅東口下
- ③ 立石市民の家
- ④ 俣野子どもの家
- ⑤ 亀井野住宅
- ⑥ 亀井野公園
- ⑦ 亀井野団地
- ⑧ 渋沢台
- ⑨ 善行駅東口下
- ① 善行駅東口

起点

終点

02 系統

- ① 善行駅東口
- ② 善行市民センター
- ③ 八洲台 3 の通
- ④ 伊勢山辺中央
- ⑤ 伊勢山辺坂下
- ⑥ 水道みち下
- ⑦ 立石公園
- ⑧ 立石ハイツ B 棟
- ⑨ 立石ハイツ E 棟
- ⑩ 藤沢翔陵高校前
- ⑪ 善行市民センター
- ① 善行駅東口

起点

終点